

【意見 II-5-2】 現金過不足報告書の記載内容の適正化

現金過不足の報告について、発生事由が売上不足などの定型的な記載となっており、報告書を見るだけでは、発生事由がわかりにくくなっている。要因が特定されているのであれば、発生事由の具体的な内容を記載する必要がある。

「令和元年度5月分銀行精算時の不足金について（報告）」において、5月分の不足は1,120円となっている。これについて、事由の記載は全て「売上不足」となっている。

また、「令和元年度7月分銀行精算時の不足金について（報告）」においても、7月分の不足は2,544円発生しているが、事由の記載は「売上不足」となっている。

要因が特定されているにもかかわらず、これらの記載では現金過不足の発生理由がわからないため、発生事由の具体的な内容を記載する必要がある。

（3） たな卸資産管理

① 概要

物品、備品については交通局の会計規程において以下の通り定義されている。

表II-5-3 交通局の物品、備品の定義

第5章 物品及び備品
第1節 通則
（物品の定義）
第73条 この章において「物品」とは、現金及び有価証券以外の動産で、固定資産に編入されるものを除くもので次に掲げるものをいう。
（1） 消耗品
（2） 機械装置（取得価額10万円未満の物に限る。）
（3） 工具、器具及びその他の物品（取得価額10万円未満の物（次号に該当する物を除く。）に限る。）
（4） 職員が日常使用する物で次のアからウまでに掲げるもの
ア 机
イ 椅子
ウ 更衣ロッカー

(5) その他固定資産に編入することが適切でない物（取得価額 10 万円以上の物に限る。）

第3節 備品

(備品の定義)

第79条 この節において「備品」とは、物品のうち次に掲げる物（局長が定める物を除く。）をいう。

- (1) 機械装置（取得価額2万円以上10万円未満の物に限る。）
- (2) 工具、器具及びその他の物品（取得価額2万円以上10万円未満の物（次号に該当する物を除く。）に限る。）
- (3) 第73条第4号に規定する物
- (4) 第73条第5号に規定する物

(出典：「川崎市交通局会計規程」)

また、平成13年度の包括外部監査において、以下の指摘が行われ、当時の交通局から以下の措置が示されている。

表Ⅱ-5-4 市の貯蔵品の資産計上に関する過年度の包括外部監査の指摘事項

区分	項目	指摘の要旨	措置の内容
経費	貯蔵品の資産計上もれ	<p>バス燃料の経費は、「購入により取得した新品」であるので、甲規格貯蔵品にあたり(同第2項)、丙規格貯蔵品ではないので、貯蔵品として計上しなければならないと判断する。</p> <p>(毎日、棒尺で地下タンクの残量を測定しているのに、それに購入単価を乗じることにより、期末に未費消となった燃料を貯蔵品として計上することは可能である。)</p>	<p>平成4年度に実質的に貯蔵品制度を廃止していましたが、軽油はそれ以前も貯蔵品としていませんでした。これは、平均在庫量が、4~6日という短期間に消費される量であり、概算の期末在庫評価額は、年間消費額の1%未満であるとともに、総資産の0.05%以下であるため、貯蔵品として取り扱っていなかったためです。なお、平成14年4月1日付けで川崎市交通事業会計規程の一部を改</p>

区分	項目	指摘の要旨	措置の内容
			正し, 貯蔵品に関する全ての規定を整理しました。

(出典：川崎市 HP 包括外部監査 平成 13 年度 「措置結果」に基づいて監査人が作成)

② 実施した手続

物品、備品の購入方針、管理方法について質問を行った。

③ 手続の結果

塩浜営業所において物品、備品の購入方針、管理方法について質問を行った結果、以下の事項を検出した。

【指摘 II-5-3】 たな卸資産の計上

整備備品、軽油について、消耗品に該当する物品として購入時に費用処理を行っているが、これらの物品については、期末時点での未使用分をたな卸資産に計上する必要がある。

たな卸資産の定義について、地方公営企業法施行規則では、以下のように定められている。

表 II-5-5 たな卸資産の定義

<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>八 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。</p>
--

(出典：「地方公営企業法施行規則」)

たな卸資産の範囲について、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則では、以下のように定められている。

表Ⅱ－５－６ たな卸資産の範囲

<p>(たな卸資産の範囲)</p> <p>第 63 条 たな卸資産とは次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 備品 その性質形状をかえることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもの及び性質は消耗品に属するものであつても標本、陳列品等として保管すべきもの(ただし第 89 条に定める固定資産に属するものを除く。)</p> <p>(2) 消耗品 その性質形状が 1 回又は短期間の使用によつて消費するもの及び実験用材料品として使用するもの又は贈与を目的とするもの</p> <p>(3) 材料品 工事又は作業の用に供し、建造物、製作品、加工品等の実体を構成するもの</p> <p>(4) 郵便切手類 郵便切手、収入証紙、乗車券その他これらに類するもの</p> <p>(5) 生産品 労力及び器具機械等を利用して産出したもので売却を目的とするもの</p>
--

(出典：「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則」)

バスの整備備品、軽油については、その性質形状が 1 回又は短期間の使用によつて消費するものとして、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第 63 条 2 項の消耗品に該当することになる。消耗品は、地方公営企業法施行規則第 1 条第 1 項 8 号の貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産として、たな卸資産に該当することになる。

(4) 固定資産管理

① 概要

有形固定資産の種類については交通局の会計規程では以下の通り定義されている。

表Ⅱ－５－７ 交通局の固定資産の定義

<p>第 6 章 固定資産</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>(固定資産の範囲)</p> <p>第 83 条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>ア 土地</p> <p>イ 建物及び附属設備</p>

ウ	構築物
エ	車両
オ	機械装置（耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のものに限る。）及びその他の附属設備
カ	工具、器具及び備品（耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上のものに限る。）
キ	リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が
	アからカまでに掲げるものである場合に限る。ただし、重要性が乏しい場合は除く。）
ク	建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出し
	た金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
ケ	有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

（出典：「川崎市交通局会計規程」）

交通局における直近3年度の有形固定資産の残高（年度末償却未済高）の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
土地	2,074,792,606	2,117,235,123	2,127,228,243
建物	582,327,123	1,060,031,761	1,024,703,030
構築物	207,324,521	282,120,329	310,941,571
車両	695,341,622	1,054,625,528	1,675,912,929
機械装置	8,683,227	20,798,783	29,712,856
工具器具及び備品	166,240,275	216,698,538	201,950,933
リース資産	8,204,160	12,539,620	15,886,980
建設仮勘定	119,686,038	79,443,772	123,338,343
有形固定資産合計	3,862,599,572	4,843,493,454	5,509,674,885

（「川崎市自動車運送事業会計決算書」より監査人が作成）

固定資産の管理については、交通局の会計規程では以下の通り定められている。

表Ⅱ－５－８ 固定資産の管理の規定

(固定資産の管理)	
第94条 課長等は、固定資産を特に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。	
2 固定資産は、適正な対価なしにこれを他に貸し付け、使用させ、譲渡し、又は交換することはできない。ただし、法令その他の規定による場合及び業務運営上、特に必要がある場合は、この限りでない。	
(固定資産の現在高の報告)	
第97条 課長等は、所管する固定資産について毎事業年度3月末日現在において実地調査を行い、翌月10日までに固定資産の増減及び現在高表を作成して経理課長に報告しなければならない。	

(出典：「川崎市交通局会計規程」)

また、平成13年度の包括外部監査において、物品の管理関連において、以下の指摘が行われ、当時の交通局から以下の措置が示されている。

表Ⅱ－５－９ 市の物品管理に関する過年度の包括外部監査の指摘事項

区分	項目	指摘の要旨	措置の内容
固定資産	管理シールの貼付	固定資産の適切な現物管理のため、担当者以外の者でも固定資産整理簿に対応する資産の特定ができるように、管理シールを現物に貼付しておく必要がある。	固定資産の特定化に向けて、新たに管理シールを作成し、平成14年度末までに貼付が終了する予定です。
経費	資産外備品の管理シール	固定資産と同様に管理担当者以外のものが資産外備品の検査を行えるよう管理シールに「購入年月日/管理コード/所属」を記載しその管理シール現物に貼付する必要がある。	資産外備品は、平成15年1月までに管理シールの貼付及びその確認を終了しました。
経費	備品の異動	固定資産の実地調査を行い台帳と照合していれば、異動に	平成14年5月24日付け経営推進室長及び経理課長名で各課室所長あて文書通知

区分	項目	指摘の要旨	措置の内容
		<p>についての記帳漏れが容易に把握できたと思われる。</p>	<p>において、会計規定に従い、より適切な管理を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。</p>
<p>経費</p>	<p>資産外備品の現物実査</p>	<p>(ア) 担当者が資産を誤認することがあるので、担当者のみならず第三者がチェックできるよう台帳に、保管場所等現物を特定できる情報を追加する必要がある。</p> <p>(イ) 貸し出されたままのカッター(高速切断機)は、交通事業会計規程第93条第4項に規定されている保管換え手続を行い、現物管理責任の所在を明らかにしておく必要がある。</p> <p>(ウ) 廃棄状態のガス湯沸器は、交通事業会計規程第93条第3項により備品抹消手続を行う必要がある。</p> <p>(エ) 故障し長期間使用されていない「はかり」は、回数券利用が減少した現在では使用する必要がないので、交通事業会計規程第93条第3項により備品抹消手続を行う必要がある。</p> <p>(オ) 本局の備品原簿では、塩浜営業所も自動つり銭金庫のスペア分のみが記載されており、本局と営業所の間で不一致が生じており、このよう</p>	<p>指摘を受けた資産外備品は、平成14年6月13日までに抹消等の必要な手続き及び備品整理簿の保管場所欄の記載漏れ分の追加記載を終了しました。なお、固定資産の実地調査については平成14年度末までに終了する予定です。</p>

区分	項目	指摘の要旨	措置の内容
		な状態を防ぐためには、資産外備品の实地調査に合わせて本局と営業所の台帳の照合も同時に実施すべきである。	

(出典：川崎市 HP 包括外部監査 平成 13 年度 「措置結果」に基づいて監査人が作成)

② 実施した手続

固定資産の管理状況、台帳と現物の照合方法、方針について質問を行った。令和 2 年 10 月 8 日（木）に塩浜営業所において、台帳の正確性を確認するためのサンプルを抽出し、現物の有無を確認した。抽出したサンプルは以下の通りである。

表Ⅱ－5－10 サンプル抽出により監査対象とした資産一覧

(単位：円)

No.	資産番号	資産名称	取得日	取得金額
1	35075	燃料計量機（塩浜営業所）	平成 20 年 2 月 12 日	1,152,000
2	35082	給油レジスター	平成 18 年 11 月 20 日	910,000
3	35086	屋外貯油タンク（塩浜営業所）	昭和 50 年 3 月 31 日	396,000
4	106	ディーゼル発電機（塩浜）	平成 25 年 7 月 26 日	309,000
5	444	全自動洗濯機	平成 29 年 3 月 28 日	177,000
6	786	マルチクレーン	令和 1 年 8 月 29 日	113,000
7	38108	金庫	昭和 37 年 12 月 8 日	151,365
8	38216	スポットエアコン 1 式	平成 22 年 3 月 24 日	179,600
9	38238	アルコール測定機（塩浜営業所）	平成 18 年 11 月 13 日	178,200
10	38410	発電機	平成 19 年 3 月 31 日	128,000
11	38449	発電機・OP 一式	平成 24 年 7 月 30 日	238,080
12	638	高圧温水洗浄器	平成 31 年 2 月 8 日	950,000
13	38023	ガレージジャッキ（塩浜営業所）	平成 1 年 3 月 13 日	215,000

③ 手続の結果

固定資産の実査を行った結果、抽出したサンプルのうち台帳に記載され、現物が無い資産は確認されなかった。一方、固定資産の管理状況、台帳と現物の照合方法、方針について質問を行った結果、以下の事項が検出された。

【指摘 Ⅱ－５－４】 固定資産の適切な棚卸の未実施

川崎市交通局会計規程第 97 条に従って、3 月末日時点で固定資産の実地調査を行うとともに、調査に問題が生じなかった場合においても、固定資産の現在高表を作成して経理課長に報告する必要がある。

川崎市交通局会計規程第 97 条では、3 月末日現在において固定資産の実地調査を実施することとなっていたが、実際には 6 月末日の実施となっていた。実態として、3 月末日時点で固定資産の増減を調査して、6 月末日現在の実地調査の結果に 7 月から 3 月までの増減を反映させることで、3 月末日現在の現在高を算定する運用となっていた。また、3 月末日時点での固定資産の増減の調査の結果、問題が生じた場合にのみ経理課長に報告する運用となっていた。

【意見 Ⅱ－５－５】 実査時の差異発生要因の担当者間の共有実施

固定資産の実地調査において、台帳と現物に差異に生じた際の対応方法についてヒアリングを行ったところ、交通局の過去の実査時に発生していた差異に関して、差異の詳細な原因分析、他の課への情報の共有が不足していた。

同様の差異が発生するのを防ぐためにも、原因分析を詳細に実施して、分析結果を他の課に共有することが望ましい。

【意見 Ⅱ－５－６】 棚卸実施報告書のフォームの見直し

従来の固定資産の調査結果の報告書のフォームに、稼働状況について記載する欄を加えるとともに、別途台帳への登録漏れ資産の有無に関する報告書を設けることが望ましい。

令和元年度の固定資産調査実施結果を閲覧したところ、結果報告のコメント欄には「概ね良好です。」との記載があるのみであった。固定資産の現物確認結果と併せて、当該資産の稼働状況についての記載を行うことが望ましい。遊休状態になっている資産を把握することにより、必要に応じて営業所間で遊休資産の融通が可能になるからである。

また、市によると、実地調査の際に台帳に登録されていない固定資産を発見した場合は、その都度個別に照会をしているとのことであったが、画一的な報告様式を設けることが望ましい。

【指摘 Ⅱ－５－７】 管理シールの貼り替えについて

固定資産の現物管理を適切に行う上で、管理シールの貼付を徹底するとともに、シールの印字が薄くなってきた場合には、適時にシールの貼り替えを実施する必要がある。

管理シールは貼付されているものの、印字が薄く、資産番号を読み取ることができない固定資産が検出された。また、シールに印字された資産番号が旧番号になっており、台帳上の新しい資産番号との間で不整合が検出された。

(5) 減損会計の一部未実施

① 概要

固定資産の減損会計について、交通局の会計規程は以下の通り定めている。

表Ⅱ－５－11 交通局の資産の評価に関する規定

第三章 資産等の評価等

(資産の評価)

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

(減損損失に関する注記)

第四十一条 減損損失に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 減損の兆候が認められた固定資産又は固定資産グループ（複数の固定資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであつて最小のものをいう。以下この条において同じ。）（減損損失を認識したものを除く。）がある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項
 - イ 固定資産グループがある場合には、当該固定資産グループに係る固定資産をグループ化した方法
 - ロ 当該固定資産又は固定資産グループの用途、種類、場所その他当該固定資産又は固定資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項の概要
 - ハ 認められた減損の兆候の概要
 - ニ 減損損失を認識するに至らなかつた理由
- 二 減損損失を認識した固定資産又は固定資産グループがある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項
 - イ 前号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 減損損失を認識するに至った経緯
 - ハ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
 - ニ 回収可能価額（固定資産又は固定資産グループの正味売却価額（固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除した金額をいう。）又は使用価値（固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。）のいずれか高い額をいう。）が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

（出典：「地方公営企業法施行規則」）

固定資産グループとして、本業であるバス事業に係る資産、賃貸収入獲得のための資産の二つのグループに分けており、この区分に従って減損の検討を行っている。

② 実施した手続

減損検討資料の閲覧、質問を行うことにより、地方公営企業法施行規則に従った減損会計の検討が行われていることを確認した。

③ 手続の結果

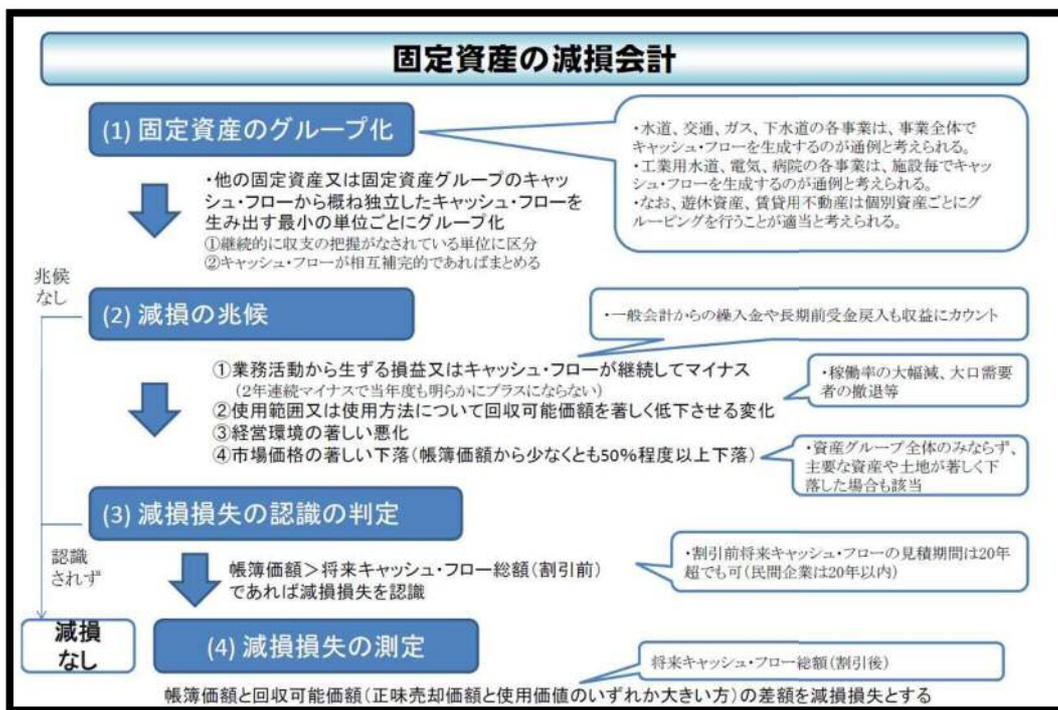
減損検討資料の閲覧、質問を行った結果、以下の事項が検出された。

【指摘 II-5-8】 減損の兆候を把握するための資料の記載漏れ

市場価格が帳簿価額を下回る可能性が低かったとしても、減損の兆候の有無を適切に把握するために、売却見込額は適切に記載する必要がある。

以下の図の(2)減損の兆候の①から④のうちいずれか一つでも抵触すれば、減損の兆候に該当することになるが、減損検討資料を確認したところ、資産番号「31012」、「31013」の固定資産（新ゆりグリーンタウンバス折返し所用地）について、帳簿価額と市場価格の比較について書類上記載すべき項目が空欄となっていた。この理由について、質問をしたところ、当該土地について、帳簿価額と市場価格の比較を毎年実施しているが、当該土地を取得したのは平成2年であることから、市場価格が帳簿価額を下回る可能性は低く、また、遊休資産にも該当しないことから、売却見込額の記載は不要と判断したとのことであった。

表II-5-12 固定資産の減損会計について



(出典：総務省 HP 「地方公営企業会計制度の見直しについて」 総務省財政局公営企業課)

3 川 監 公 第 2 号

令和3年2月9日

令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

2川総コ第188号

令和3年1月21日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和2年2月7日付けで包括外部監査人 小林 篤史氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ】

病院事業の財務事務及び経営管理の執行について

Ⅱ 個別検出事項 3. 組織・運営 (1) 働き方改革における課題や既存の取組事項

【指摘 Ⅱ-3-1】 ICカードによる勤務時間記録の不十分な運用について

〔指摘の要旨〕

病院局は職員の勤務時間については、各職員の出退勤時間をICカードリーダーの認証により記録している。そのため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(2)イにおける原則的な方法に依っていると見える。しかしながら、病院局ではICカードの記録時間と時間外勤務等の申請時間の突合が必ずしもされておらず、両者に齟齬が生じていないかの把握は不十分である。同ガイドラインのリーフレットにおいて、(2)イの場合には客観的な記録を基本情報とし、必要に応じて、例えば使用者の残業命令書及びこれに対する報告書など、使用者が労働者の労働時間を算出するために有している記録を突き合わせるにより確認し、記録することを求めていることから、ICカードの記録時間と時間外勤務命令簿等との突合を行うことが望ましい。

また、当該ICカードリーダーの認証による記録は出退勤の都度の認証を前提としているが、特に医師について必ずしも確実な運用がなされているとはいえないと聴取している。労働時間の適正な把握のため、改めて運用の徹底を喚起する必要がある。

〔措置の内容〕

ICカードによる出退勤情報の登録内容（出退勤の時間）と時間外勤務等の申請時間の突合については、医師を除く職員については、職員情報システムにおいて突合できる環境ではありますが、庁内全体において、突合にあたっての基準（乖離時間をどの程度まで許容するのかなど）が未策定であり、更には乖離した場合の理由等を記録できるようシステム改修も必要となるため、庁内関係部局と協議をしていきます。

また、ICカードによる出退勤情報の登録（ICカードによる打刻）の徹底については、全職員に対して通知したところですが、今後も定期的に周知をしていきます。

Ⅱ 個別検出事項 3. 組織・運営 (2) 医師の就業状況

【指摘 Ⅱ-3-2】 協定外時間外勤務職員に対する労務管理について

〔指摘の要旨〕

平成30年度は、「時間外勤務及び休日勤務に関する協定書」において定めた時間外労働の上限時間を超過して職員が勤務している状態であり、改善が必要である。

平成31年度の同協定においては特例条項の上限時間数の拡大等により協定への順守が図られているものの、前述のとおり医師についても段階的に働き方改革法の一般則が求める水準の労働時間の達成が求められていることから、医師の作業内容の見直しや

タスク・シフティング、その他人材の手当て等により、恒常的な時間外勤務の発生を抑える取り組みが必要である。

〔措置の内容〕

「時間外勤務及び休日勤務に関する協定書」（36協定）の厳守、及び医師の長時間勤務の是正については、現在、厚生労働省主催の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において策定中である「医師労働時間短縮計画策定ガイドライン」に基づき、医師の健康確保と地域の医療体制確保の両立を図るべく取り組むこととしていますので、引き続き、時間外勤務状況の適切な把握やその要因の整理、更には分析・検証作業を適宜実施しながら、業務の平準化や効率化、執行体制の強化など、効果的かつ効率的な対策を検討していきます。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (4) 情報システムの管理について

【指摘 II-3-3】ユーザID及びパスワードの棚卸未実施

〔指摘の要旨〕

データ等の漏えい、改ざん等の危険性を最小限にするため、情報システム及びデータ等は業務遂行に際して必要な職員のみが利用することを原則としており、市の情報セキュリティ基準 第7章情報システムの管理運用 6情報システムの利用資格の管理（アクセス制御）（2）ウにおいて、情報システム及びデータ等の利用資格、利用条件、資格の割当状況等は定期的に見直す旨が定められている。

病院内における主要システムの不要なユーザIDの有無、及び不適切なアクセス権限の有無の確認状況について担当者に質問したところ、一斉棚卸等による組織的な管理は行われておらず、一部のシステムについては定期的な見直しが行われていないとのことであった。

定期的なモニタリングが行われない場合、不要なIDや不適切なアクセス権限が長期間看過されるおそれがあることから、IDを保有するシステムに対して病院内で横断的な棚卸計画を策定する等、情報セキュリティ基準に準拠した体制を構築すべきである。

〔措置の内容〕

利用者IDについては、川崎病院内の医療情報システムを構成する各部門システムにおいて、令和2年5月に一斉点検を実施し、不要IDの削除及び利用資格の見直しを実施いたしました。

また、今後は年に一度、各部門システムの利用者IDを部門横断的に棚卸することとし、情報セキュリティの向上に努めていきます。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (4) 情報システムの管理について

【指摘 II-3-4】共有ユーザIDの使用について

〔指摘の要旨〕

市の情報セキュリティ基準 第7章情報システムの管理運用 6情報システムの利用資格の管理（アクセス制御）（2）イにおいて、利用資格の付与に際しユーザIDを発行する場合は、利用状況を適切に管理するため、原則として個人単位に発行することとされている。

病院内のユーザID及びアクセス権限の付与申請、承認、発行等に関して担当者に質問したところ、一部システムにおいては共有IDが発行され、関係者が共有して同じIDを使用しているとのことであった。

共有IDを利用している場合、情報閲覧者の特定ができず、情報漏えいや改ざん等が発生した場合に事後的なトレースが困難となる。特に患者情報などの個人情報を取り扱うシステムについては、業務上の必要性を改めて検討し、原則として共有ではなく個人単位でIDを発行すべきである。

〔措置の内容〕

共有IDについては、川崎病院では令和2年5月に一部システムで利用していたものを廃止し、個人単位のIDを使用するよう変更しました。

また、機能的に個人ID管理ができない部門システムについては、物理的なアクセス制限を厳密にすることにより、不特定多数が操作できないように管理していきます。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (4) 情報システムの管理について

【指摘 II-3-5】パスワードの定期的な変更の未実施と不十分な強度について

〔指摘の要旨〕

市の情報セキュリティ基準 第7章情報システムの管理運用 6 情報システムの利用資格の管理（アクセス制御）(4)ウにおいて、ユーザパスワードは定期的に変更すること、また同(4)アにおいてユーザパスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにするのが求められている。

病院内のシステムにおけるパスワードの管理体制について担当者に質問したところ、一部のシステムについてはパスワードの定期的な変更が不要な運用となっていた。また、一部システムのパスワードポリシーにおいて、パスワードの複雑性として英数字の混在を求めているものの最小桁数が4桁となっており、パスワードの強度として十分とはいえない。入力誤り上限によるロックアウトが設定されていることから一定程度のセキュリティは担保されているものの、アクセス制御の観点からパスワードの定期的な変更及び、容易にクラッキングされない強度のパスワードの設定を義務付ける体制を構築すべきである。

〔措置の内容〕

パスワードについては、川崎病院では定期的に更新すること並びにパスワードの強度を高めるよう運用を見直し令和2年5月に利用者に通知しました。

また、定期的なパスワードの変更及びパスワードの複雑性を義務付ける仕組みの導入については、各システムのシステム更新時に合わせ、検討していきます。

II 個別検出事項 5. 会計 (1) 引当金

【指摘 II-5-1】貸倒引当金の計算元資料と決算書の不一致について

〔指摘の要旨〕

平成30年度の川崎市病院事業決算書の貸倒引当金の計上額と、病院局が作成している貸倒引当金の試算の資料の金額には、下記の差異がある。

	A 資料上の数値	B 決算書上の数値	差額 (A-B)
川崎病院	102,208,456 円	101,955,197 円	253,259 円
井田病院	35,852,359 円	35,126,266 円	726,093 円
多摩病院	426,624 円	1,068,617 円	△641,993 円

決算書作成の際は、計算元資料の各数値の正確性を確認し、正しい金額を計上すべきである。

〔措置の内容〕

貸倒引当金の計算元資料と決算書の不一致については元資料の数値が正しいことを確認できましたので、その差額分を令和元年度決算で引当金計上しました。

II 個別検出事項 5. 会計 (2) 貯蔵品の管理について

【指摘 II-5-2】定数配置薬品の利用者の確認について

〔指摘の要旨〕

定数配置薬品については、補充時に費用処理されること、電子カルテの処方情報との照合により事後的に利用者の確認ができることから、定数配置薬品を利用時における利用目的、利用者の記録を行っていない。倉庫内の薬品が処方に基づいて出庫されることと比較しても、定数配置薬品の利用時に管理水準に差が生じており、盗難等の不適切な利用の発見が遅れる可能性がある。

業務の煩雑性から利用ごとに記録をつけることが困難な場合でも、定期的に定数常備薬品の払出記録と電子カルテ等の処方実績を照合し、異常な差異が発生していないことを確認する等の適時に不正利用を発見する体制を整備すべきである。

〔措置の内容〕

定数配置薬品の利用者確認については、川崎病院では、一部薬品で行われていなかったため令和元年12月から確認するよう見直しました。また井田病院では、令和2年8月から全ての定数配置薬品の利用者確認を行うよう見直しを行いました。

II 個別検出事項 5. 会計 (4) 減損会計の適用について

【指摘 II-5-3】減損会計の未適用について

〔指摘の要旨〕

減損会計の有無の判断状況について質問をしたところ以下の回答を受けた。

- ・減損会計に関する規程は定めておりません。
- ・平成26年度の地方公営企業会計制度の改正に伴い、川崎市の各公営企業会計で検討した結果、該当しないとの判断をいたしました。各会計年度の決算にあたり減損の兆候はないものと認識しています。

上記に対して、減損の兆候の有無を判断した際の根拠資料の提示、判断の過程について説明を求めたが、適切な回答を得られていない。病院局では、適切な減損判定の手続きが実施されておらず、減損会計が適用されてない。

しかし、医療機器等について、取得後の使用環境の変化等により、資産の利用目的の変更や、遊休状態に陥った場合、減損処理することになる。また、病院の業績が著しい悪化が発生した場合、減損の要否を検討する必要がある。毎年度、資産の利用状況や病院の業績を踏まえて、減損の要否判定・減損処理の検討を行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成26年度の地方公営企業会計制度の改正に伴い、地方公営企業会計基準に則り各会計年度の決算にあたり減損判定を行ってきましたが、文書による確認手続を行っていなかったため、判断の根拠・過程に関する適切な資料をお示しすることができませんでした。令和元年度決算においては、31川病経第1763号にて、減損の兆候はないものとして局として判定しました。

Ⅱ 個別検出事項 5. 会計 (5) 未収債権の管理

【指摘 Ⅱ-5-4】債務確認書の未入手について

〔指摘の要旨〕

診察代金の支払時に、支払ができない患者からは、債務確認書を通じて、その支払意思等の確認が行われる。しかし、土日の退院患者の場合は、担当部署職員が不在のため、債務確認書の入手が行われていない。土日の窓口担当者に債務確認書の説明と入手の業務を委託することや、土日に退院する患者については退院前までのあらかじめ債務確認書を入手する等により、漏れなく入手すべきである。

〔措置の内容〕

土日退院の患者については、井田病院では令和2年7月1日から事前に入院に伴う医療費負担額をお伝えし支払い能力を確認するとともに、支払いが困難である場合には退院前に債務確認書を御提出いただくよう改めました。

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

I 総括的意見 1. 病院の実情に即した機能・運用・体制の整備 (1) 患者の社会的リスクに対応した体制整備について

【意見 I-1-1】川崎病院における独自の体制のあり方について

〔意見の要旨〕

川崎病院の患者総合サポートセンターでは、立ち上げ期の体制としては一定の確保がなされたと見られるが、予定入院への対応は外来看護師に依存しており、体制不足である可能性がある。また、中長期的にめざす体制は、川崎病院に固有の課題などを反映して他病院以上の充実度が求められる可能性があるが、そのための同センターのあり方の議論や定数見直しに向けた議論など、抜本的な検討はまだ不足しているように思われる。

今後、川崎病院に固有の際立った特徴を議論の出発点に据え、患者の円滑な退院やその先にある社会復帰の促進、病棟看護の負荷軽減、患者の診療費支払いへの不安の緩和、病院としての未収リスクの抑制などの観点から、あるべき患者総合サポートセンターの機能や運用、体制を検討し、結果として、あるべき定数を明らかにすることが重要である。

なお、患者総合サポートセンターには、社会的リスクの高い患者への対応力を高める一方、患者入退院を円滑化し、新入院患者数を増加させる役割もある。そのため、病棟看護師と連携し、患者情報の収集やリスクアセスメント業務を同センターにより効果的に移管するとともに、同センターによる面談・記録業務等の時間短縮に向けた効率化の工夫や病院情報システムの有効活用などにも取り組む必要がある。

〔措置の内容〕

入院前から患者さんが安心して医療を受けられるよう、一人ひとりの状況を身体的、精神的背景からしっかり把握し、入院中や退院後も含めた一貫した支援を行う患者サポートセンター機能を強化するため、新たに令和2年4月に入院センターを試行的に開設し、これまで外来看護師が担っていた役割を入院センターに集約し患者サポート体制をより充実するものいたしました。引き続き、その運営状況や効果等を検証しながら、患者総合サポートセンターの体制の充実について検討していきます。

I 総括的意見 1. 病院の実情に即した機能・運用・体制の整備 (2) 緊急的な入院への対応体制について

【意見 I-1-2】当直医体制について

〔意見の要旨〕

当直医体制において、非常勤医師である専攻医が重要な役割をはたしていることについて、専攻医確保の取り組みの成果として体制が充実していることを示すものである一方で、非常勤という雇用形態であることが、医師の安定確保の観点からふさわしいものであるかを検討する必要がある。また、課題がある場合は、人員体制の増加、手当等処遇のさらなる見直し、雇用形態の変更などの様々な面から対策を検討すべきである。

〔措置の内容〕

専攻医の安定確保に適した任用形態を検討した結果、非常勤嘱託員として概ね安定的

に人材を確保できているものと考えています。

また、令和2年4月には、国の法改正に伴って専攻医の身分を非常勤嘱託員から会計年度任用職員へと移行し、給与や休暇制度等の面での処遇改善も図られたところです。

今後も専攻医の安定した人材確保のために、魅力ある専門医研修プログラム及び教育研修環境を整備するとともに、必要に応じて処遇改善等に努めてまいります。

I 総括的意見 1. 病院の実情に即した機能・運用・体制の整備 (3) 病棟薬剤師の配置について

【意見 I-1-3】病棟薬剤師の配置について

〔意見の要旨〕

病棟看護の負荷軽減に向け、急性期病院で一般的になりつつある病棟薬剤師の配置を早急に実現すべく、試行結果を踏まえつつ、導入の方向で定数を見直すべきである。

なお、病棟薬剤師業務は、調剤室などで必要に応じて年長者の指導を仰ぎながら遂行する業務と異なり、少数かつ“出先”での業務となるため、一定の経験を要するといわれる。そのため、人員定数の見直しがなされた場合、新人を徐々に採用・育成したり、既に一定の経験を有する薬剤師の転職者を採用したりすることで、現職の薬剤師の教育の負担が掛かり過ぎないように注意が必要である。また、立ち上りには相応の時間を要する点にも配慮が必要である。

〔措置の内容〕

病棟薬剤師については、薬剤療法の有効性・安全性の向上や医師・看護師等の負担軽減にもつながることから、川崎病院及び井田病院での配置に向け検討していきます。

また、配置後は、迅速な欠員補充が必要となることから、薬剤師の柔軟な職員採用選考の実施に向け、関係局との協議を進めていきます。

I 総括的意見 2. 井田病院の中期経営計画に照らした今後の論点について (1) 経営の概況と主要な課題について

【意見 I-2-1】救急患者件数の目標設定の見直しについて

〔意見の要旨〕

井田病院では救急患者数の目標未達が継続しているが、その背景には、周辺病院における救急受入の対象の拡大や増加、川崎病院との連携による救急体制の再編が影響している。そのため、新たな救急体制に対応した中期経営計画および目標設定の見直しを実施すべきである。

〔措置の内容〕

救急患者件数の目標設定については、これまでの実績や現在の救急医療体制を考慮しながら、指標の在り方も含め、次期中期経営計画を策定する中で検討していきます。

I 総括的意見 2. 井田病院の中期経営計画に照らした今後の論点について (1) 経営の概況と主要な課題について

【意見 I-2-2】救急に関する目標設定の見直しを行う場合の全体調整について

〔意見の要旨〕

救急患者数の目標の見直しに当たっては、川崎病院と連携した救急体制が生まれ、経営の構造が変化していることを踏まえ、2病院全体で必要な症例数や財政水準を維持確保する目標を考慮する必要がある。

〔措置の内容〕

救急に関する目標設定の見直しについては、川崎病院と井田病院との連携体制を踏まえながら、次期中期経営計画を策定する中で検討していきます。

I 総括的意見 2. 井田病院の中期経営計画に照らした今後の論点について (2) 病床利用率の適正化について

【意見 I-2-3】病床利用率の目標設定における結核病棟の位置づけについて

〔意見の要旨〕

現在の病床利用率の目標は、結核病棟を含む全病棟の合計として設定されている。しかし、結核病棟は、経営努力によって利用率を向上させる考え方が馴染みにくいと考えられるため、目標設定の対象から除外することを検討すべきである。

〔措置の内容〕

病床利用率の目標設定における結核病棟の位置づけについては、目標設定の対象から除外することも視野に入れて次期中期経営計画を策定する中で検討していきます。

I 総括的意見 2. 井田病院の中期経営計画に照らした今後の論点について (2) 病床利用率の適正化について

【意見 I-2-4】病床利用率の目標の見直しについて

〔意見の要旨〕

現在の病床利用率の目標を病棟別に分解し、その実現の難度が高すぎると評価されるものについては見直しを検討すべきである。例えば、95%を超える病床利用を目標とすることは難度が高すぎるおそれがある。また、救急後方病棟については川崎病院との連携で一部の医療機能が川崎病院に集約されているため、井田病院単体としては目標の下方修正が必要になる可能性がある。

〔措置の内容〕

病床利用率の目標設定における病棟別の取扱いについては、次期中期経営計画を策定する中で実現可能性を精査していきます。

I 総括的意見 2. 井田病院の中期経営計画に照らした今後の論点について (2) 病床利用率の適正化について

【意見 I-2-5】病床利用率の目標設定の見直しを行う場合の全体調整について

〔意見の要旨〕

病床利用率の目標設定の見直しに当たっては、川崎病院と合わせた2病院全体として必要な症例数や損益水準を維持確保する目標を考慮する必要がある。

病床利用率の目標設定の適正化を図った上で、入院患者をいかに確保し、病床稼働を高めていくかを検討する必要がある。

その際、井田病院の経営の方向性については、川崎病院との踏み込んだ連携がなされ

ていることを織り込み、2病院全体としての方向性を統合的に考えることが重要であると考えられる。

〔措置の内容〕

病床利用率の目標設定における病院間の調整については、次期中期経営計画を策定する中で、川崎病院と井田病院における診療機能の集約や連携の状況を反映していきます。

I 総括的意見 2. 井田病院の中期経営計画に照らした今後の論点について (2) 病床利用率の適正化について

【意見 I-2-6】井田病院の経営の考え方について

〔意見の要旨〕

井田病院の今後の経営を考えるにあたり、救急機能の一部が川崎病院に集約されていることなど、2病院の連携が推進されていることを踏まえ、2病院全体としてどのような医療機能を果たすべきかを整理するとともに、それに基づき各病院の計画や目標を設定していくことが重要である。

その際、医療制度の動向として、急性期医療機能を担う病院を集約する方向にあることを踏まえ、井田病院の強みや地域において果たすべき役割に基づいて機能の焦点を明確化し、独自の方向性を定めていくことが求められる。

方向性の検討の一例として、井田病院のがん領域に関する強みを生かして、「患者一人ひとりのライフスタイルに合わせたがん治療・サポート」を軸として機能改革をする場合を考える。その場合、患者によっては治療と仕事の両立を最も重視するケースもあるため、例えば、手術ロボット等を活用した低侵襲手術の充実、化学療法や放射線治療等の夜間シフトの導入、患者の志向に合わせてレジメン調整や副作用管理を柔軟にアレンジする運用の充実、在宅医療との連携や急変時の受け入れ体制の充実、患者の意思決定をサポートする情報提供や相談対応などの機能の整備、などの諸要素を有機的に連動させた病院運営コンセプトが検討の俎上に挙がるかもしれない。いずれにせよ、現状既に強みとなっている機能を生かしながら、全体として一つの方向を目指し、病院運営の全体最適化を図ることが重要である。

〔措置の内容〕

井田病院については、地域がん診療連携拠点病院として、引き続き緩和ケアを含む質の高いがん診療機能・体制を確保するとともに、高台に位置する水害への強みを活かした災害医療機能の強化や、在宅・緩和ケアで培ったノウハウを活かした在宅療養支援機能の強化など、次期中期経営計画を策定する中で、担うべき医療機能を明らかにするとともに、強みを活かした取組の方向性を検討していきます。

I 総括的意見 3. 独立行政法人化の検討

【意見 I-3-1】実情に即した独立行政法人化も含めた経営形態の研究について

〔意見の要旨〕

川崎病院、井田病院においては、自治体直営の病院として、人員定数による諸制約を受けつつも、非常勤職員及び臨時的任用職員による対応などを柔軟に組み合わせることで、制度の中で出来る最大限の工夫を図ってきた。一方で、人員定数による制約がなけ

れば、さらに効果的な体制の整備を行うことができたと考えられるケースも見られた。

今後、川崎・井田病院が、政策的医療、不採算医療など、民間病院では対応しない医療機能を維持・継続する上で、現行制度のまま、非正規職員の活用などの工夫によって諸課題に対応することが最も適切な方法であるか、引き続き議論が必要である。

そのため、独立行政法人化を含む経営形態の研究を、引き続き行っていくことが重要である。

〔措置の内容〕

経営形態の見直しについては、総務省が発出した公立病院改革ガイドラインにおいても民間的経営手法の導入を図る観点から検討すべき事項となっており、独立行政法人化のメリット・デメリットなども含め、引き続き研究していきます。

Ⅱ 個別検出事項 1. 川崎市立病院中期経営計画 2016-2020 (2) 中期経営計画における病院運営上の課題への対応施策について

【意見 Ⅱ-1-1】病院運営上の重要課題に対する中期経営計画における対応について

〔意見の要旨〕

川崎市における新改革プランの位置づけにある中期経営計画は、新改革ガイドラインの要請を踏まえた上で、病院の抱える課題に総合的に対処するものである必要がある。この点について、中期経営計画については、報告書Ⅰ. 2で記載したような井田病院の経営上の課題を考慮すると、実態に必ずしも適合していない状況も見受けられる。

次期計画の策定段階においては、各病院の重要課題を分析し、それらに対処するための施策をより具体的に策定することにより、新改革ガイドラインの要請を踏まえた各病院の医療機能の充実・強化を着実に図られたい。

〔措置の内容〕

各病院の重要課題の把握・分析やその対応については、次期中期経営計画を策定する中で調査・検討していきます。

Ⅱ 個別検出事項 1. 川崎市立病院中期経営計画 2016-2020 (3) 中期経営計画における計画目標値の設定について

【意見 Ⅱ-1-2】中期経営計画における計画目標値の適時・適切な見直しについて

〔意見の要旨〕

中期経営計画に示されている各計画目標値の設定水準はその設定目的に照らし、病院運営の信頼性を十分に確保するための水準である必要がある。一方、実際に設定されている計画目標値を見ると、目標設定上の考え方が適切であるか、及び目標値の見直しが適切に行われているか、疑問に思われる項目が存在する。

したがって、現行の中期経営計画の計画目標値の設定水準が適切であるかどうか、他の施策の影響も踏まえ検討を行い、必要に応じ目標値の見直しを行うとともに、次期中期経営計画の計画目標値の設定を適切に行う体制を構築されたい。

〔措置の内容〕

中期経営計画に基づく取組状況については毎年度、点検・評価を行っており、平成30年度には既に最終年度の目標値を上回っている一部指標について目標値の上方修正

を行いました。報告書で御指摘のあった救急自動車搬送受入台数、病床利用率については、令和3年度に次期中期経営計画を策定する中で見直しを行うこととしました。今後、外部有識者で構成する市立病院運営委員会において意見をいただきながら、より適時・適切な見直しができるよう検討を進めていきます。

II 個別検出事項 1. 川崎市立病院中期経営計画 2016-2020 (4) 中期経営計画における計画目標値と実績比較について

【意見 II-1-3】計画と実績の比較分析及びモニタリング体制の強化について（川崎病院）

〔意見の要旨〕

中期経営計画の計画目標値を実績値が下回っている項目のうち、実績値改善のための分析及び対応施策が不十分であると考えられる項目が存在する。したがって、中期経営計画の各年度の点検・評価時において、特に目標未達の項目については、課題解決に向けたより詳細かつ慎重な分析を行うとともに、根本的な解決に向けた具体的な施策をActionとして策定することにより、PDCAサイクルによる改善活動を効果的に推進されたい。

〔措置の内容〕

中期経営計画で掲げた目標値と実績の比較分析及びモニタリング体制の強化については、次期中期経営計画におけるより適切な進捗管理のため、詳細な分析と課題解決に向けたより具体的な対応策を検討していきます。

II 個別検出事項 1. 川崎市立病院中期経営計画 2016-2020 (5) 経営の効率化に向けた取組について

【意見 II-1-4】財務数値・経営指標に係る診療科別の目標設定及び進捗管理等の体制について

〔意見の要旨〕

川崎病院、井田病院についても年度予算自体が各病院単位での設定であることを理由として、各診療科の医業収益額の目標値は各病院の年度予算を前年度の各診療科の収益比率で按分した数値を基礎とした上で、目標設定時（年度当初）に把握している医師の配置実績や特殊事情等の状況を考慮し設定しているが、進行年度において各診療科の状況変化が生じた場合に目標値の見直しを行っていない。したがって、川崎病院及び井田病院は、進行年度における医師配置の状況等、各診療科の状況変化に伴い当初設定した目標値の水準が実態と乖離した場合には、目標設定の見直しを適時適切に実施することにより、診療科別の収益目標に基づく業務管理を強化されたい。その上で、進行年度において年度予算が病院運営上の実態と著しく乖離し、病院事業の適切運営に資しないと判断した場合には、年度予算自体の補正を検討されたい。

〔措置の内容〕

診療科別の収益目標に基づく業務管理の強化については、進行年度における医師の配置状況等、各診療科の状況変化に応じた適時・適切な目標設定の見直しも含め、より効果的な目標設定の手法を検討していきます。また、進行年度の予算執行状況を注視しな

がら、病院の運営実態と著しく乖離し、その適切な運営に資しないと判断する場合の年度予算の補正についても検討していきます。

II 個別検出事項 2. 一般会計負担 (1) 一般会計負担について

【意見 II-2-1】請求を行っていない負担金について

〔意見の要旨〕

平成30年度の一般会計負担金計算書の中で、川崎病院の感染症医療経費 新型インフルエンザ院内感染対策分の経費について、費用計算が行われているにも関わらず、予算要求が行われておらず、病院事業の費用として負担している。これは、当該経費については、過去に、新型インフルエンザの流行が懸念された年度において、全庁的に対策を行った中で時限的措置として繰入金の対象となったこともあるとのことであるが、平成30年度は対応する予算が与えられていない。

しかし、一般会計負担金の趣旨を鑑み、当該経費の内容が公的病院の立場から感染症医療経費として必要なものならば、病院事業単独の負担とするのではなく、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために、一般会計負担金として予算措置されることが望ましい。

〔措置の内容〕

新型インフルエンザ院内感染対策に係る経費については、公立病院の立場から感染症医療経費として必要と判断した場合は、病院事業会計への繰出金として一般会計歳出予算に計上されるよう、当該予算編成事務部局に対して要求していきます。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (1) 働き方改革における課題や既存の取組事項

【意見 II-3-1】医師の時間外勤務実績のシステムへの反映遅延について

〔意見の要旨〕

市は医師を除く職員に対して適時かつ適切に勤怠システムを用いて時間外勤務の結果を申請することを求めているものの、医師については紙様式により日々所属長に申請した時間外勤務命令時間及び勤務時間（実績）について、翌月になってから一月分をまとめて勤怠システムにデータとして取り込んでいるとのことである。これは役割分担による医師の業務負荷軽減を図るとともに、システムに接続するための端末が十分数配備されていないことに起因する入力業務の非効率性の改善を図るためである。

当該代行入力については医師の勤務時間短縮に向けた取り組みの観点からは一定程度の合理性はあるものの、現行の入力頻度では時間外勤務状況の適時のモニタリングをシステム上で行うことは困難であるといえる。また前述したとおり、医師は紙様式の「時間外等勤務命令簿」による命令申請及び結果申請時において所属長が時間外勤務の状況をモニタリングできる態勢は整備されているものの、実態として複数日分をまとめて記載して決裁を受ける場合が多く、目的通りの運用がなされているとはいえない。使用者が適時に職員の勤務実績のモニタリングを行い長時間勤務職員への必要な対応策を図るため、システムへの入力を週次等のより高い頻度とする、あるいはシステム入力前の紙面の段階であっても上位者が適時にモニタリングできるよう命令簿の日次提出を義務付けるといった、医師の勤務状況を適時に把握できる態勢の構築が望まれる。

〔措置の内容〕

時間外勤務命令簿（紙様式）記載事項のシステムへの入力については、現在、半月に一度行っていますが、この頻度を増やすことは、事務量の増加やシステム改修の発生、全体としての事務効率の低下などが考えられるとともに、システム上での申請入力についても、端末の増設や設置場所の確保などが課題となりますので、まずは規定上定められている時間外勤務命令簿（紙様式）の日次提出（申請・決裁）について関係職員への周知徹底を図り、モニタリングができる環境を構築していきます。

Ⅱ 個別検出事項 3. 組織・運営 (2) 医師の就業状況

【意見 Ⅱ-3-2】タスク・シフティング先としての看護師特定行為研修の推進について

〔意見の要旨〕

局の平成30年度「働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」において、医師の長時間勤務対策の取り組みの1つとして医師業務のタスク・シフティングを挙げており、タスク・シフティング先の1つとして、特定行為に係る看護師の研修制度を修了した看護師への特定行為の移管が検討されている。実際に、令和元年度において特定行為研修を修了し、特定行為を実施できる看護師は川崎病院において2名（令和2年度以降でさらに2名が修了予定）在籍しており、井田病院においては3名（令和2年度でさらに2名が修了予定）在籍していることから、特定行為のタスク・シフティングについて取り組みは行われているといえる。

しかしながら、いずれの病院においてもこれらの看護師数は在籍している看護師の1%未満の水準であり、タスク・シフティング先としては不十分な水準である。特定行為研修には相当程度の期間及び費用を要することから、病院・病棟運営へ支障がないことを前提として継続的な研修対象の拡大を行うとともに、定数内の看護師採用に当たって既に研修を修了した看護師を積極的に採用するといった取組が望まれる。

〔措置の内容〕

我が国における病院勤務の正看護師数に占める特定看護師数の比率は、平成30年3月末時点では0.12%であり、以降、特定看護師数は年々増加しているものの比率は0.2%を超える程度です。直営の市立2病院における比率は1%には満たないものの、他に比べて低い数値であるとの認識はありませんが、特定看護師の育成は医師業務のタスク・シフティングとして有効であることから、引き続き計画的な研修受講及び院内における環境整備を進めてまいります。

また、既に研修を修了した特定看護師の採用については、特定看護師の絶対数が少なく（令和元年9月時点で全国で1,954名）、現状においては現実的な取組とは考えておりませんが、今後の特定看護師の認定状況を踏まえながら検討していきます。

Ⅱ 個別検出事項 3. 組織・運営 (3) 医師事務作業補助者の採用状況

【意見 Ⅱ-3-3】医師事務作業補助者の研修の早期実施について

〔意見の要旨〕

診療報酬制度上の医師事務補助体制加算の施設基準において、医師事務作業補助者の

業務を管理・改善するための責任者は、補助者を新たに配置してから6か月を研修期間として、研修期間内に規定の基礎知識を習得するための32時間以上の研修（医師事務作業補助者としての業務を行いながらの職場内研修を含む。）を実施するものとされている。また、市の医師事務作業補助者業務要綱においても同様に規定されている。

川崎病院に在籍している医師事務作業補助者の研修受講一覧を閲覧したところ、配置から6か月以内に所定の研修の受講が完了していない補助者が散見された。担当者に理由を聴取したところ、院内の業務上の都合により研修を行うスケジュールが限られていることから、採用のタイミングや夜勤等の勤務時間によって院内研修の受講機会が得られないとのことであった。研修が完了していない補助者は施設基準を満たさないため診療報酬算定上の人数から除いており、診療報酬制度における取扱いに問題はないものの、医師の負担軽減に資する業務を行わせるための基礎知識の研修が行われていない点や、診療報酬加算による収益性の確保の点から望ましい状態ではないといえる。研修の積極的な受講を促すとともに、院内研修への参加が困難な場合には外部団体が開催する研修の受講といった代替的な方法を含め、業務要綱への準拠に向けた取り組みを進め、医師事務作業補助者の能力の向上に努めるべきである。なお、平成31年度においては研修を含めた業務管理等を行う非常勤職員を配置し、対応を図っていくとの説明を受けている。

〔措置の内容〕

川崎病院における医師事務作業補助者に対する研修については、平成31年度から、医師事務作業補助者の業務管理を担う非常勤嘱託員（現会計年度任用職員）を2名配置することで、医師事務作業補助者と緊密に連絡を取り合う体制を構築し、各員の研修の受講状況を確実に把握しながら、随時、積極的な受講を促すなどの取り組みを進めているところである。

また、令和2年度からは、医師事務作業補助者の早期の能力向上を図るため、勤務が午前中だけの短時間勤務の職員でも研修が受講しやすくなるよう、概ね午前中に研修を実施するなど、より多くの職員が参加できる環境を整えました。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (3) 医師事務作業補助者の採用状況

【意見 II-3-4】医師事務作業補助者の確保について

〔意見の要旨〕

井田病院の平成30年度「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」において医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の軽減が挙げられている。また、平成30年度においては医師事務作業補助体制加算の一般病床比15対1を満たすための予算が措置されていたとのことであったが、平成30年3月末時点在籍人数15名に対し、平成31年3月末時点は16名と、計画や予算に対して十分な補助者の確保ができていない状況である。

担当者に補助者確保に対する課題を聴取したところ、臨時的任用職員としての不安定な雇用条件及び業務内容の高度性・専門性に対する給与等処遇の面において、地域内の他の医療機関と比較して採用に当たっての競争力が低いことから募集に対する応募者が十分確保できていないとのことであった。病院運営における補助者の必要性和採算性

について改めて検討し、労働条件の改善も含め、魅力ある条件の提示に向けた取り組みが望まれる。また、平成30年度において補助者が6名退職していることから、勤務の継続性についても課題があると想定される。退職者への退職理由の聴取等は行っているものの、改善へ向けた具体的な取り組みが望まれる。なお、令和2年度より導入される「会計年度任用職員制度」により処遇の一定の改善が図られる見込みであると聴取している。

〔措置の内容〕

医師事務作業補助者の確保については、令和2年4月に、国の法改正に伴い、非常勤嘱託員から会計年度任用職員へと移行し、給与や休暇制度等の面での処遇改善を行ったところですので、今後の応募状況、退職動向を注視していきます。

また、井田病院における医師事務作業補助者の勤務の継続性の課題については、所属長や担当職員等が面談を行い理由等の聴取を行うとともに、業務上の相談を随時受けられる体制としており、こうした情報に基づき配属部署の異動を行うなど適材適所への配置に取り組んでいます。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (5) 情報セキュリティについて

【意見 II-3-5】情報セキュリティの強化に向けた具体的取組について（井田病院）

〔意見の要旨〕

井田病院が他病院に対し研究目的で提供した患者情報の漏えい事故が発生しており、患者情報の取り扱いに係る院内体制等において、現状は課題が存在する。

病院としては、今後、全職員に対し患者情報を厳重に取り扱うよう教育・指導を徹底していくとのことであるが、情報セキュリティに対する個々人の意識を醸成するためには、各年度における具体的かつ継続的な取り組みが必要不可欠である。加えて、川崎病院及び井田病院の特性として、医師の異動が多いことが挙げられるが、新たに異動してきた医師に対しても当然に周知する必要があると、各年度における具体的かつ継続的な取り組みが、同様に必要不可欠である。

したがって、情報流出が今後発生しないような仕組みづくりを徹底するとともに、次期中期経営計画において患者情報の取り扱いについての具体的な教育・指導方針を明記するなど、継続的な取組みが確保されるための方法を検討されたい。

〔措置の内容〕

井田病院では、再発防止策として、病院の全職員に対し、国及び本市の個人情報保護関係法令等に則り、患者情報を厳重に取り扱うよう指導を徹底すること、患者情報の取扱いに関する教育研修を全職員を対象に行うこと、特に医師に対しては、患者情報の取扱いについて教育・指導を徹底することを掲げて、取組みを進めました。

具体的には、令和元年度において、全職員を対象とした「個人情報保護及び情報セキュリティ研修」の実施や、eラーニング「情報セキュリティ基礎研修」シリーズの受講依頼（eラーニングによる受講環境が整っていない職員については紙出力した研修資料を配布）を行うとともに、院内会議や通知などにより患者情報の適正な取扱いについて周知・徹底を図りました。

また、令和2年度においては、医師を含む新規採用職員を対象とした患者情報の適正

管理等についての通知発出や、初期研修医（会計年度任用職員）を対象とした研修会を実施するとともに、改めて全職員を対象としてeラーニングの受講依頼を行いました。今後も引き続き、同様の取り組みを実施していきます。

個人情報の保護を含む法令等の遵守については、川崎市人材育成基本方針において、職員に求められる4つの意識のうち「倫理観」に位置づけられるとともに、取組の方向性としては市の人材育成部門が行う階層別研修において啓発していくこととされていますので、今後も階層別研修への参加を積極的に推進していきます。

また、井田病院治験・臨床研究倫理審査委員会において引き続き内容について審査するとともに、令和2年度から実施する内部統制においても、個人情報等管理事務を予防的措置が必要なリスクの一つとして掲げ、毎年度当初に啓発を行っていきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (1) 契約業務の執行について

【意見 II-4-1】長期間特定の1社に委託している業務の評価について

〔意見の要旨〕

「川崎病院検体検査業務委託」のように、業務内容から異なる相手先に委託することが困難であり、長期間継続して同一の相手先と契約が成立しているような案件については、契約額の合理性や委託業務の品質について十分に留意する必要がある。競争性のない契約関係が継続した場合、コスト低減や業務品質・スピード向上への動機付けが働かないリスクがあるためである。

これらのリスクに対して川崎病院の対応として、契約単価に対する過年度の設定価格と大きく変動していないかの確認、業務品質については仕様通りの業務の履行が行われているかを日常業務の中で都度、指導しているということである。

このような検査業務に関しては、病院と検査業者の密な連携により迅速な検査、報告体制を整備運用することが重要と想定される。そのためには、検体採取や検査の所要時間に加え、患者受付から検査報告までの検査プロセス全体の所要時間を計測し、診察に遅れを生じさせていないか、という視点から業務を評価することも考えられる。検査プロセス全体の速度向上が、患者の待ち時間の短縮につながる可能性もあり、業務評価の視点の拡大が望まれる。

〔措置の内容〕

川崎病院検体検査業務委託に係る業務評価については、技師会等の精度管理への参加や、医療法改正に伴う記録簿等の管理の適宜変更により業務品質の管理を行うとともに、試薬の変更などによる検査の迅速化・効率化に取り組んでいます。

また、検査プロセス全体も含めた患者待ち時間（受付から会計まで）については、引き続き計測を行い課題を整理しながら、その短縮に取り組んでいきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (1) 契約業務の執行について

【意見 II-4-2】検体検査業務の仕様書の見直しについて

〔意見の要旨〕

病院局は、中期経営計画において、経費削減に向けた取組の推進として、委託業者の仕様の精査・見直しによる委託料の縮減を挙げている。当該活動を行うことで、自病院

に最も適した形で業務を遂行することが可能になる。特に検体検査業務への委託費の支払いは多額であり、仕様書の内容については、特に留意が必要である。

検査費用の中でも、検査試薬の費用は、受注者負担であり、受注者は、検査代金を持って当該費用を回収している。ただし、これらの検査試薬は、同一の業務を行った場合でも、大量に調達により当初の見込みより安く抑えることが可能となる場合が想定され、自身で業務を行う場合は、当然に留意する項目である。当該費用の変動に関係なく同一の検査代金の支払いを行うことは、適切な契約価格が設定されているとはいえない。より適切な価格設定の検討を行うために、検査実績と検査試薬の実際発生額の情報を入手し、検討を行った上で、年度ごとに大きな変動がある場合には、精算時において、調整を行う取り決めの導入を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

検体検査業務委託については単年度の単価契約であり、検査件数の多少により契約金額が変更することはありません。ご意見のとおり検査件数を大きく上回る項目については検査実績と検査試薬の実際発生価格の検討を行うことで契約締結時よりも安価な設定にできる可能性もありますが、この手法では臨床の都合により、見込み検査数を大きく下回った項目については価格の高騰を招く恐れがありますので、より適正な予定件数の提示も含め、引き続き効果的な契約手法について検討していきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (2) 医療機器の稼働実績管理について

【意見 II-4-3】高額医療機器購入に伴う購入時の収益性の判断について

〔意見の要旨〕

病院局では、高額医療機器の購入を検討する際に収支見込み等の記入が求められている「医療機器整備費要求書」を作成することによって、限られた予算を効果的かつ効率的に利用していく観点から、購入時の収益性の判断を行うこととしている。

しかし、平成30年度以前においては当該資料の作成は一部の医療機器に限定し作成していた。今後は当該資料の作成・活用を進め、購入時の収益性の判断を徹底することが望まれる。

また、収益性検証の対象については、基準額の引き下げや対象の拡大により基準を見直しているとのことであるが、当該金額基準の設定が適切であるかについて、当該取組に対する費用対効果や医療機器購入額全体に占めるカバー率等を踏まえて検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

高額医療機器購入時の収益性の判断については、「医療機器整備費要求書」の作成を要する対象医療機器の拡大や、対象機器の基準購入額の引き下げ等により、的確に収益を確保できるよう検討を進めていきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (2) 医療機器の稼働実績管理について

【意見 II-4-4】購入した高額医療機器の収益性の事後検証について

〔意見の要旨〕

現在、病院局及び各病院において、購入後の医療機器について稼働状況の把握による

収益見込みの検証等の事後検証方法について明確なルールが定められていない。購入時の収益性の判断に加えて、収益性の事後検証を行うことにより、乖離原因を分析することで今後の医療機器購入判断の精度を向上させると共に、購入時の収益性の過大見積を牽制する効果が期待される。少なくとも平成31年度以降、購入時に収益性を検討している医療機器については、事後検証を行うことが望ましい。

〔措置の内容〕

令和元年度に収益性の検証を実施した医療機器について、機器稼働後の事後検証を行いました。令和2年度以降についても引き続き機器稼働後の事後検証を行っていきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (3) 指定管理者制度

【意見 II-4-5】指定期間終了時の医療機器等の取扱い未合意について

〔意見の要旨〕

市と指定管理者が締結している「川崎市立多摩病院の管理運営に関する基本協定」第38条において、指定期間終了時の医療機器の取扱いについて「本協定の終了に際し、医療機器等の取扱いについて協議するものとする。」とだけ規定されており、現時点で指定期間終了後の病院内の医療機器等の所有権や精算等に関する方針が定まっていない。

指定期間終了時の取扱いが不明確である場合、例えば指定期間終了の間際において指定期間終了後に指定管理者の購入機器が市に買い取られず自己負担となることへの懸念から業務上当然に必要な高額医療機器の購入が忌避されるなど、指定管理者の投資意思決定が適正に行われるかについて疑義がある。指定期間終了後の多摩病院の運営の在り方が不透明な状況下で明確に定めることは困難であるにせよ、特に高額な医療機器の取扱いについては現時点から事前協議を行うことが望ましい。なお、期間満了の3年前を目途に協議を検討していると説明を受けているが、協議自体の実行性の担保のため、実施時期についても定めることが望ましい。

〔措置の内容〕

指定期間終了時の高額医療機器等の取り扱いについて、協議を進めていきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (3) 指定管理者制度

【意見 II-4-6】指定管理者評価項目への中期経営計画取組課題の織り込みについて

〔意見の要旨〕

指定管理者は毎年度終了後、病院局へ事業報告書を提出し、病院局はこれを受け指定管理者の管理・運営状況の評価を行い、その結果を公表している。これは、市が公の施設の設置者として指定管理者制度導入施設についても適正な行政サービスの確保と市民に対する説明責任を有していると考えられることから、定期的なモニタリングにより適正な管理・運営や市民サービス等が維持・向上されているかなどを確認及び評価することを目的としている。したがって、中期経営計画等で定めた課題への取組状況についても同様に、市は指定管理者に対して自ら運営する病院と同等のモニタリングが求められると想定される。

病院局は中期経営計画の「点検・評価書」において、多摩病院についても主な取組事項に対する成果指標の評価を行っている。しかしながら、指定管理者に対する評価を行

うための指定管理者制度活用事業評価シートにおいて、中期経営計画に記載の公的サービス提供の観点から主な取り組みの成果指標と定められている項目が評価対象として織り込まれていない。

これらの公的サービスの観点における項目が評価対象とされない場合、指定管理者の立場において公的施設としての取り組みを行うことに対するインセンティブが働かないことから、取組課題の達成を担保するための体制として不十分であるといえる。指定管理者や市の関係箇所とすり合わせの上、評価項目の見直しを行うことが望ましい。

〔措置の内容〕

指定管理者制度活用事業評価シートにおける評価項目の見直しについては、次期中期経営計画の策定に合わせて検討していきます。

Ⅱ 個別検出事項 5. 会計 (3) 固定資産の管理

【意見 Ⅱ-5-1】現物照合結果報告様式の見直しについて

〔意見の要旨〕

川崎病院においては、現在、現物照会の結果報告資料が残されていない。井田病院においては、照合結果は保管されているが、報告内容が現物、備品シールの有無、固定資産台帳の記載の有無のみが報告結果として残されているのみである。

固定資産の現物管理を効果的かつ効率的に行うために、現在の確認項目以外に、固定資産の保管状況の良否や保管外の固定資産を発見した場合に報告し、気付き事項を利用者間で共有することが有用である。いずれの病院においても、当該事項を記載する結果報告資料の作成が望ましい。

〔措置の内容〕

川崎病院については、現物照会の結果報告資料を作成し残しております。なお、川崎病院では、2年に一度、各部署において固定資産台帳をもとに調査を行っており、現状の調査項目は固定資産の詳細や、病院では部署を跨いだ固定資産の移動が頻繁にあることから所管外の固定資産についても報告しております。次回実施を予定している令和3年度の調査においては、「保管状況の良否」及び「備品シールの有無」の項目も追加し、適正な固定資産の現物管理に努めていきます。

井田病院については、情報共有すべき事項を記載できる欄を追加するなど様式の見直しを行いました。

Ⅱ 個別検出事項 5. 会計 (3) 固定資産の管理

【意見 Ⅱ-5-2】現物照会時に遊休資産の確認の実施について

〔意見の要旨〕

「川崎市病院局会計規程」第86条において、「固定資産を特に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。」と定められている。固定資産の管理では、現物の有無と合わせて、実際に利用されているかの確認も重要である。現状、川崎病院、井田病院のいずれも資産の中に不稼働資産の有無を把握する体制がない。遊休の資産が無いかを把握し、不必要な設備更新が行われないように、固定資産の現物調査と合わせて資産の有休の有無を調査することが望ましい。具体的な対応と

しては、固定資産の現物照合作業時に、利用の有無についても調査し、上記報告資料上に記録する方法等が考えられる。

〔措置の内容〕

川崎病院及び井田病院ともに、固定資産の現物調査において「当該固定資産の利用の有無」を確認するよう見直しを行いました。

II 個別検出事項 6. その他 (1) 井田病院の交通アクセスについて

【意見 II-6-1】交通アクセスの改善について

〔意見の要旨〕

患者が利用する社会保険の種類からも分かるように、井田病院の患者は高齢者の割合が高い一方で、直通バスがない地域が一定数存在する。井田病院では、平成29年度に駐車場の整備を行ったが、高齢者の移動手段としては、自家用車以外での通院手段の確保が求められる。

この点、「国土交通省の高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間とりまとめ（平成29年6月）」において次のように記載されている。

高齢化の進展に伴い、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は近年上昇している。本年3月には、認知症対策を強化する改正道路交通法が施行された。今後、さらなる高齢者の増加が見込まれる中、運転に不安を持つ高齢者が、自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備は、極めて重要な課題となっている。

当該問題への対応として、過去のシャトルバスの廃止時には、交通局（市営バス）と協議し、現状路線の拡充が図られていたとのことである。また、現状の日吉駅からのバス路線についても、日吉駅前の道路が狭く歩道も無いため、運行本数をこれ以上増やせないといった情報提供を市の関係部局から受ける等の連携を図っているとのことである。

今後予想される、通院時における高齢者の交通需要の増加を踏まえ、患者居住地からの通院手段を幅広く確保すべく、市の他の部局や近隣の市町村と協力等も念頭に対応策を協議することが望ましい。

〔措置の内容〕

井田病院における高齢者の交通アクセスの改善については、今後の医療需要等を踏まえながら対応策を検討し、必要に応じて関係部局等とも協議していきます。